

大分県報

令和八年
号外（二六）
三月三十日

（月曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………
大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

第四十八条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条第二項中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に、「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百五十三・七五」に、「百分の百八十七・五」を「百分の百八十三・七五」に改める。

附則に次の三項を加える。

（看護職員等処遇改善手当）

33 当分の間、県立病院で勤務する臨床検査技師、診療放射線技師、社会福祉士、精神保健

令和八年三月三十日

福祉士、臨床心理士、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、助産師及び看護師に対し、第三十九条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、一月につき八千五百円を支給する。

34 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「八千五百円」とあるのは「八千五百円に、就業規程第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

35 育児短時間勤務職員に対する附則第三十三項の規定の適用については、同項中「八千五百円」とあるのは「八千五百円に、就業規程第二条第二項の規定により定められたそのものの勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。別表第四第一項の九級の項の基準となる職務の欄に「病院局理事の職務」を加える。

別表第九の細菌検査業務従事者及び診療放射線技術者の項中「2.85」を「2.00」に改め、同表の社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、助産師及び看護師の項を削る。

別表第十一の本局の部中

病院局次長	三種
-------	----

を

病院局理事	一種
病院局次長	三種

に改め、同表の県

立病院の部中「参事、」の下に「参事（総括）」を加える。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「これ」を「これら」に改め、同号中「職員」の下に「（次条にお

大分県報号外（病院局管理規程）

いて「看護職員」という。）を加え、同項第二号中「病院医療職給料表の適用を受ける」を削り、同項に次の一号を加える。

三 県立病院に勤務する職員が、救急患者（救急車等による外来患者及び様態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。）に対処するため、病院局長が定めるところにより自宅等で待機したとき（前号に該当する場合を除く。）。

第四条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ 一回の連続した待機時間が二十四時間以上である場合 二千円

ロ イに掲げる場合以外の場合 千円以下で病院局長が定める額

第五条中「清拭^{しき}」を「清拭」に、「県立病院に勤務する職員のうち、病院医療職給料表(三)の適用を受けるもの」を「看護職員」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。